

(株)日本案内通信（サンシャインツアー） 募集型企画旅行 旅行条件書

お申し込みいただく前に、当「旅行条件」と各パンフレットの旅行条件を必ずお読みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は（株）日本案内通信（大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第 4 ビル 11 階 大阪府知事登録第 2-1075 号）（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業務約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は当社の受託営業所（以下「当社」といいます。）にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込はなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項 (2) により申込金を当社らが受領したときに、また、郵送又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 23 項 (3) の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行のお申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らかの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. お申し込み条件

- (1) 20 歳未満の法人は親権者の同意書が必要です。
- (2) 特定のお客様層を対象とした同行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 当社は、本項 (1)(2) の場合で、当社よりお客様に連絡が必要な場合は、お申し込みの日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態となったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただしコースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) お客様が下記の [1]～[3] の何らかに該当した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

- [1] お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団系企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- [2] お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- [3] お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件書及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。
- (2) 本項 (1) の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻、場所、利用運輸機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第 23 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第 14 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加料金及び第 13 項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1) 旅行代金は、特に記載の無い限り大人料金となります。パンフレットに子供料金の記載があるものは満 6 歳以上（航空機利用の場合は満 3 歳以上）から 12 歳未満の方が適用されます。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「旅行代金」は、第 3 項の「申込金」、第 14 項 (1) の「取消料」、第 14 項 (3) の「違約料」、及び第 23 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運輸機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもので、上記費用はお客様の都合により、一部ご利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項 (1) から (3) の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) 空港施設使用料
- (3) クリーニング代、電報電話代その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- (5) 運輸機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊日

10. 追加代金

第 7 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- (1) パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- (2) 「食事はセルフプラン」等を基本とする「食付付きプラン」等の差額代金。
- (3) パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- (4) パンフレット等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額。
- (5) その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天変地異、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合はを除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定金額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項 (1) の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは本項 (1) の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金に減額します。
- (4) 第 11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけで旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員による旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発行に関わる費用を請求する場合があります。）また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関などが旅行者の交代に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは 1 室ことの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれ支払いただきます。
- (2) 当社の責任とならないローンの取り消し上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4) お客様のご都合による出発日の変更、運送、宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体的なお取り消しとみなし、所定の取

消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- [1] お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
- [2] お客様は次の事項に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- A. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 22 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- B. 第 12 項 (1) に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- D. 当社がお客様に対し、第 5 項 (2) に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- E. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- [3] 当社は本項 (1) の [1] により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項 (1) の [2] により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻いたします。

(2) 当社の解除権

- [1] お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項 (1) の [1] に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- [2] 次の事項に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
- A. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- B. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- C. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- D. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- E. お客様が第 4 項第 7 号 [1] ～ [3] の何らかに該当することが判明したとき。
- F. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前（日帰り旅行は 3 日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
- G. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
- H. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- [3] 当社は本項 (2) の [1] により旅行契約を解除したときに、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻いたします。また、本項 (2) の [2] により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻いたします。

16. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- [1] お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- [2] お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- [3] 本項 (1) の [2] の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスに当該解除することができない部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

- [1] 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- A. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- B. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨けたとき。
- C. お客様が第 4 項第 7 号 [1] ～ [3] の何らかに該当することが判明したとき。
- D. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- [2] 解除の効果及び払い戻し
- 本項 (2) の [1] に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻いたします。
- [3] 本項 (2) の [1] の A、B により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に帰るための必要な手配をいたします。
- [4] 当社が本項 (2) の [1] の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、「第12項の(2)」「第(3)(3)5」の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しであっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつてはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻したします。
- (2) 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より一ヶ月以内にお申し込み店に払い戻しをお申し出ください。
- (4) クーポン券類の引き渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1) 添乗員同行表示コースには全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行された者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
[1] 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 [2] 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 [3] 運送・宿泊機関等のサービスの中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 [4] 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 [5] 自由行動中の事故 [6] 食中毒 [7] 盗難 [8] 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日目から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1,500万円)・後遺障害補償金(1,500万円を上限)・入院見舞金(2万円〜20万円)及び通院見舞金(1万円〜5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個あたり1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、そのパンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、置き忘れ、紛失、盗難、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証明、貯金証明(通帳及び現金支払機能カードを含みます。)各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズなどの当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申し込み店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. 旅行保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の「[1]・[2]・[3]」で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。
[1] 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
A. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 B. 戦乱 C. 暴動 D. 官公署の命令 E. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 F. 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供 G. 旅行参加者の生命又は身体の安全のため必要な措置
[2] 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
[3] パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお1人様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様のご同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替えて、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
注1: パンフレット記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2: [9]に掲げる変更については、[1]〜[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。
注3: 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他旅行サービスの場合1該当事項事に1件とします。
注4: [4] [7] [8]に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注5: [3] [4]に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
注6: [4] 運送機関の会社名の変更、[7] 宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
注7: [4] 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

■変更補償金

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金		
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
[1] パンフレット又は契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2] パンフレット又は契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
[3] パンフレット又は契約書面に記載した運輸機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
[4] パンフレット又は契約書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
[5] パンフレット又は契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6] パンフレット又は契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
[7] パンフレット又は契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
[8] パンフレット又は契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9] 上記 [1]〜[8]に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中にあった事項の変更	2.5%	5.0%

23. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又はクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお客様のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日を行います。
- (2) 申し込みの際し、「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らが E-MAIL 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとしします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのうって14日目にあたる日より前の場合、「14日目にあたる日(休業日にあたる場合は翌営業日)」)とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合は、当社の旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出があった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはその限りではありません。

24. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

25. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは [1] 当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 [2] 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い [3] アンケートのお願い [4] 特典サービスの提供 [5] 統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社らは、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、これを利用していただく場合があります。このほか個人情報の取扱いに関する方針、また取扱管理者の氏名などについては当社ホームページでご確認ください。

26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日とその旅行代金の基準日についてはパンフレットに明示した日となります。

27. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために土産店にご案内することがありますが、が、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅行管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅行保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けることができる場合がございますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

<旅行企画実施>



株式会社日本案内通信
大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル11階
大阪府知事登録旅行業第2-1075号



旅行業公正取引
協議委員会

□ 大阪本社営業所
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル11階
総合旅行業務取扱管理者 澄川進
□ 東京営業所
〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-28-8 ラ・ベルティ 新宿 10階
総合旅行業務取扱管理者 佐藤正弥